

知的財産戦略会議の開催について

〔平成14年2月25日
内閣総理大臣決裁〕

1. 趣旨

我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっている。このため、我が国として知的財産戦略を早急に樹立し、その推進を図るため、「知的財産戦略会議」（以下、「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当・情報通信技術(I T)担当大臣、科学技術政策担当大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣並びに別紙に掲げる有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、内閣府の助け及び文部科学省、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

(別紙)

知的財産戦略会議メンバー

青木 初夫	藤沢薬品工業株式会社代表取締役社長
阿部 博之	東北大学総長
荒井 寿光	知的財産国家戦略フォーラム代表、日本貿易保険理事長
安西祐一郎	慶應義塾塾長
大山 永昭	東京工業大学フロンティア創造共同研究センター教授
桑原 洋	総合科学技術会議議員
小池 晃	日本弁理士会会长
富塚 勇	(社) 日本レコード協会会长
中山 信弘	東京大学大学院法学研究科教授
松尾 和子	弁護士、弁理士
御手洗富士夫	キヤノン株式会社代表取締役社長

資料 10

知的財産戦略会議において議論すべき項目（案）

- 大学等において知的財産を創出する研究開発のあり方（大学における知財活動のための財政基盤整備を含む）
- 大学等における研究開発成果の取扱いルールの明確化
- 大学等における特許取得の促進
- 大学等における特許取得・管理体制の整備
- 大学等からの技術移転促進
- 知的財産教育の充実
- 日本版バイ・ドール制度のあり方
- 特許審査の迅速化
- 知的財産関連訴訟の迅速化と充実（知的財産裁判所の創設、審判制度との役割分担の見直し等）
- 営業秘密の保護強化
- 職務発明制度の再検討
- 専門人材の育成（知的財産に強い法科大学院の創設等）
- 企業による戦略的な知的財産管理
- 知的財産流通の促進（IT社会における知財の利用促進、知的財産の評価方策の検討等）

- 模倣品・海賊版対策の強化（日本版ITCの確立等）
- コンテンツの創作活動の保護と流通の促進
- 国際的な知的財産制度調和と協力の促進
- 知的財産制度の保護対象の拡大・明確化
- 知的財産関連税制の整備
- 知的財産戦略大綱の実施機関の設置
- 損害賠償制度の強化
- 知的財産基本法